

広島県告示第千四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十二月一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市山野町大字山野字高尾四〇六五番一地从先から 福山市山野町大字山野字小迫八五二番一地从先まで	〇	〇	一〇・六〇 〽四二・五	九〇〇・〇〇	ダブルウェイ解除 県道坂瀬川芳井線と一部重複 不用物件延長 六六四・〇〇メートル
		一、〇一七・〇〇	一〇・六〇 〽四二・五	八三七・〇〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

福山市山野町大字山野字小迫八五四番一地从 から 福山市山野町大字山野字下市八五番四地先 で	
新	旧
三・九〇 四二・五〇	三・三〇 一五・〇〇
一、一八〇・ 〇〇	七〇三・〇〇
ルート変更 県道加茂油木 線と一部重複 不用物件延長 六六四・〇〇 メートル	